

令和7年度

青森県交通安全県民運動 実施要綱集2〈秋冬編〉



青森県交通対策協議会



令和7年度青森県交通安全県民運動 実施要綱集 2 〈秋冬編〉

目次

令和7年秋の全国交通安全運動青森県実施要綱

・・・・・・・・・・P1～P4

令和7年いきいきシルバー交通安全強調月間実施要綱

・・・・・・・・・・P5～P6

令和7年冬の交通安全県民運動実施要綱

・・・・・・・・・・P7～P8

敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2025

・・・・・・・・・・P9

※下記については、別に定める。

〈令和7年度青森県交通安全県民運動実施要綱集1 〈年間重点・春夏編〉〉

令和7年度青森県交通安全県民運動推進要綱

令和7年春の全国交通安全運動青森県実施要綱

令和7年夏の交通安全県民運動実施要綱

令和7年 秋の全国交通安全運動青森県実施要綱

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

- 1 9月21日(日)から30日(火)まで(10日間)
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(火)

運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。



**「つける」「見つける」
反射材とライトで安全確保**

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」
秋の全国交通安全運動

【運動期間】令和7年9月21日(日)～9月30日(火)

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

内閣府
交通安全ポータルサイト

**「つける」「見つける」
反射材とライトで安全確保**

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です
みんなで交通ルールを守って交通事故をゼロにしよう!

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

歩行者も安全な道路横断方法を意識しましょう

- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用して、運転者に横断する意思をしっかりと伝えて安全を確保してからの渡りましょう。
- スマートフォン等の操作やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行や横断は、注意力が低下し、車の接近や用途の状況に気づくのが大遅れで危険です。

反射材用品や明るい色の衣服を着用しましょう

- 反射材用品や明るい目立つ色の衣服は、夕暮れ時や夜間、雨の日だけでなく日中も視認性を高めます。反射材用品や明るい色の衣類で、周囲にあなたの存在を効果的にアピールしましょう。
- 傘や自転車、他の歩行者にとっても、あなたの存在を認識しやすくなるため、夕暮れ時などの外出時には、反射材等を意識して使用しましょう。

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ながらスマホや飲酒運転は絶対にダメ!

- 運転中のスマホの操作や画面の注視は視覚情報を奪い、運転操作を鈍らせる大変危険な行為です。
- 飲酒運転は判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる甚だ危険な行為です。
- ながらスマホ、飲酒運転、あおり運転は、自分だけでなく周りの人も巻き込む重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることを認識し、しなかりで厳禁しましょう。

夕暮れ時はライト、夜間はハイビームを活用し安全性を高めましょう

- 日没が早まる季節、夕暮れ時に歩行者の道路横断中の交通事故が多発します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ハイビームは、遠方の歩行者や自転車、落下物などを早期に見発することができ効果的です。(対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えましょう)

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解しましょう

- 自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)にも交通ルールが定められています。
- 自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に必ず罰則が課せられています」。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加傾向です。
- 交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。

ヘルメットは命を守ります

- 自転車や特定小型原動機付自転車で行く中、万が一、交通事故の当事者となっても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死に至るリスクを大幅に軽減させることができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。家族や友人にもヘルメットは命を守る「もの」として愛用を呼びかけましょう。

【運動期間】令和7年9月21日(日)～9月30日(火)

秋の全国交通安全運動

内閣府

運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

(1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守等の徹底

- ア 歩行者側にも車両等の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横断など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、手を差し出すことで運転者に対して横断する意思表示をし、止まった車に感謝の気持ちを伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

(1) ながらスマホの根絶

- ア 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- イ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(3) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転(いわゆる「あおり運転」のこと)等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴(日の入り後1時間における横断中の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の推進

イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(5) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート等の確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進

エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえたシミュレーターの利用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

(8) 二輪車の運転者に対する広報啓発

ア 二輪車の特性(不安定性や死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知
 - ア 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとり、自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール(ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進
 - エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた「#チャリメット(チャリに乗るならヘルメット)」のキャッチフレーズによる広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
 - ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

目的

この時期は日没が早く、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあることから、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材用品の着用を推進するとともに、高齢運転者の交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

重点

- 1 高齢歩行者の交通事故防止
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

重点に関する主な推進項目

1 高齢歩行者の交通事故防止

(1) 歩行者の交通ルール理解・遵守等の徹底

- ア 歩行者側にも車両等の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、手を差し出すことで運転者に対して横断する意思表示をし、止まった車に感謝の気持ちを伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
- ウ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- ア 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進

2 高齢運転者の交通事故防止

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (3) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
- (4) 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

3 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

(1) 各種広報媒体を活用した意識啓発の実施内容

ア 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

(2) 自動車運転者等に対する実施内容

ア 横断歩道における歩行者優先の徹底と、ゾーン30プラスや高齢者が多く通行する場所における減速・徐行など、高齢者等に対する思いやりのある運転の促進

イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

オ 「高齢運転者標識(高齢者マーク)」を付けた自動車に対する保護義務の周知徹底

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

12月11日（木）から12月20日（土）まで（10日間）

運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 高齢運転者等の交通事故防止対策
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- (1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守等の徹底
 - ア 歩行者側にも車両等の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横隊など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
 - イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、手を差し出すことで運転者に対して横断する意思表示をし、止まった車に感謝の気持ちを伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
 - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
 - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

2 高齢運転者等の交通事故防止対策

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターを活用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (3) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート等の確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
 - エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- (1) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (2) 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じた、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報の推進
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止の徹底
- (3) 道路管理者における、除雪や安全施設の整備点検及び冬道の道路交通の安全確保の促進

～敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2025～

1 趣旨

令和2年から令和6年までの5年間、青森県内の交通死亡事故の特徴を見ますと、交通事故死者の約6割を高齢者が占め、なかでも、高齢歩行者の死亡事故の6割以上が夜間に発生しています。

また、自転車に乗車中の交通事故死亡者の約6割が頭部に致命傷を負っています。

そこで、夜間歩行中の交通事故防止に効果が高い反射材の着用を促進する「青森県反射材大作戦」の一環として、敬老の日(9月15日 月曜日)の贈り物として反射材を選んでもらうことで、高齢者の反射材着用を促すとともに、キャンペーンを契機に、幅広い世代への反射材とヘルメットの普及啓発につなげるため、“敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2025”を実施します。

2 実施期間

9月1日(月)～9月30日(火)の1か月間

3 取組内容

●家庭・職場等

家族団らんの場や、朝会・研修の場などで、高齢者の交通事故、夜間の交通事故が多いことや、反射材やヘルメットの効果・必要性などについて話し合い、高齢者を交通事故から守るため、敬老の日の贈り物として反射材やヘルメットを贈ることを提案してみましょう。

●関係機関・団体及び市町村等

- ・広報誌やホームページなど、各種広報媒体を活用したキャンペーンの周知活動
- ・キャンペーンの広報のための、広報物の作成、配布、掲示など
- ・街頭活動や各種交通安全活動の場を利用した、県民に対するキャンペーンの周知
- ・反射材付きのウェアや靴、帽子、手袋など、様々な反射材用品があることの周知
- ・スポーティタイプ、カジュアルタイプなど、様々なヘルメットを選択できることの周知

●企業等

- ・積極的な反射材用品及びヘルメットの販売
(キーホルダー等のほか、反射材付きのウェアや靴、帽子、手袋など、多様な反射材用品の販売及び多様なヘルメットの販売)
- ・店舗等への「反射材PRコーナー、ヘルメットPRコーナー」の設置
(例：反射材用品やヘルメットの展示、販売、反射材やヘルメットのPRポップ、ポスター等の掲示)
- ・イベント等での反射材の配布、反射材やヘルメットをPRするチラシ等の配布
- ・キャンペーンに協賛した販売促進物への反射材用品の採用、CMの提供等



青森県交通対策協議会関係機関・団体

青森県	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会
青森県議会	自動車安全運転センター青森県事務所
青森県教育委員会	(一社)青森県指定自動車教習所協会
青森県警察本部	(一社)日本二輪車普及安全協会 青森県二輪車普及安全協会
(一財)青森県交通安全協会	損害保険料率算出機構青森自賠責損害調査事務所
青森行政監視・行政相談センター	青森県自転車軽自動車商業協同組合
青森地方検察庁	東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所
青森地方法務局	青森県道路公社
青森労働局	(一社)全国道路標識・標示業協会東北支部青森県協会
東北地方整備局青森河川国道事務所	東日本旅客鉄道(株)
東北運輸局青森運輸支局	弘南鉄道(株)
(独)自動車事故対策機構青森支所	津軽鉄道(株)
軽自動車検査協会青森事務所	八戸臨海鉄道(株)
陸上自衛隊第9師団	青い森鉄道(株)
青森県市長会	青森県PTA連合会
青森県町村会	青森県高等学校PTA連合会
青森県交通安全母の会連合会	(社福)青森県社会福祉協議会
(一社)青森県安全運転管理者協会	青森県地域婦人団体連合会
青森県安全運転管理事業主会	(公財)青森県老人クラブ連合会
青森県高速道路交通安全協議会	(公社)青森県医師会
(一社)青森県自動車団体連合会	(一社)青森県建設業協会
(一社)青森県自動車会議所	(株)東奥日報社
(一社)青森県自動車協会	(株)デーリー東北新聞社
(公社)青森県バス協会	(株)陸奥新報社
(公社)青森県トラック協会	青森放送(株)
(一社)青森県自動車整備振興会	(株)青森テレビ
青森県軽自動車協会	青森朝日放送(株)
(一社)青森県タクシー協会	(株)エフエム青森

- 4 / 6 ~ 4 / 15…春の全国交通安全運動
- 7 / 21 ~ 7 / 31…夏の交通安全県民運動
- 9 / 1 ~ 9 / 30…敬老の日にヘルメットや反射材を贈ろうキャンペーン2025
- 9 / 21 ~ 9 / 30…秋の全国交通安全運動
- 11 / 1 ~ 11 / 30…いきいきシルバー交通安全強調月間
- 12 / 11 ~ 12 / 20…冬の交通安全県民運動
- 毎月 1 日…県民交通安全の日
- 毎月15日…高齢者交通安全の日
- 4 / 10・9 / 30…交通事故死ゼロを目指す日

